

～真珠養殖発祥のまち・海女が日本一多いまち～
伊勢志摩サミット鳥羽おもてなし会議設置要綱（案）

（名 称）

第1条 本会は、～真珠養殖発祥のまち・海女が日本一多いまち～ 伊勢志摩サミット鳥羽おもてなし会議（以下、「会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 会議は、サミット開催に関するあらゆる対応を「おもてなし」と捉え、本市が長い歴史のなかでつくりあげてきた「おもてなし」を最大限発揮することによってサミットの成功を目指すとともに、サミット開催後も長期間にわたり地域経済が好循環するよう「おもてなし」に磨きをかけることを目指し、もって本市の将来都市像「真珠のようにきらり輝く鳥羽（まち）」を実現することを目的とする。

（内 容）

第3条 会議は、前条の目的を達成するために次の取り組みを行う。

- （1）サミット開催に向けた機運の醸成に関する事
- （2）各団体等が実施する取り組みの調整に関する事
- （3）各団体等相互間の連絡に関する事
- （4）その他、前条の目的達成のため必要な事項

（組 織）

第4条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）市の役職員
- （2）各種団体の役職員
- （3）公共交通等事業者
- （4）その他会長が必要と認める者

（役 員）

第5条 会議に次の役員を置く。

- （1）会長 1 名
 - （2）副会長 若干名
- 2 会長は市長をもって充てる。
 - 3 副会長は、委員の中から会長が選任する。

（役員の仕事）

第6条 会長は、会議を代表し、会務を総括する。

- 2 会議は会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

(顧問)

第7条 会議に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が指名する。
- 3 顧問は、会長の求めに応じて、会議の取り組みに対する意見を述べるものとする。

(オブザーバ)

第8条 会議にオブザーバを置くことができる。

- 2 オブザーバは、会長が指名する。
- 3 オブザーバは、会長の求めに応じて、情報共有に必要な発言を行うものとする。

(実行委員会の設置)

第9条 会議の取り組みを実行するため、会議に参画する団体による実行委員会を設置する。

- 2 実行委員長は副市長をもって充てる。
- 3 実行委員会の運営に必要な事項は、実行委員長が別に定める。

(委員等の報酬)

第10条 委員、顧問及びオブザーバは、無報酬とする。

(事務局)

第11条 会議の会務を処理するため、鳥羽市役所総務課内に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び事務職員を置く。
- 3 事務局の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第12条 会議は、サミット終了後、会長判断により解散する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。